

令和2年9月8日

中・高等部保護者 各位

聴覚支援学校長

**「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について**

中秋の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より新型コロナウイルス感染症対策を講じての教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、夏季休業中（8月以降）に、国内においては新規感染者数が再び増加するとともに、運動部活動に参加する生徒等の集団や同じ寮で生活していた生徒等において、新型コロナウイルス感染症が発生し、感染が拡大したとの報道がありました。

さらに、福島県では、新規感染者が継続して確認される厳しい状況にあり、8月は緊急事態宣言下にあった4月を上回り、1か月間ではこれまでで最多となる72名の新規感染者が確認されています。この間、クラブ活動やサービス付き高齢者向け住宅などでクラスターが発生しており、福島県は依然として第2波の中にいると言われております。

このような状況にある中、令和2年9月4日付けで、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について、教育長より通知がありました。

つきましては、本校の部活動及び寄宿舍につきましては、下記のとおり、引き続き感染症予防対策を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後とも新型コロナウイルス感染症を正しく理解するための学習を進めるとともに、感染した方に対する誹謗・中傷が見受けられるとの報道もありますので、新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があることを踏まえ、感染症を理由とした差別や偏見を防ぐ指導に努めてまいります。

記

1 部活動について

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

- (1) 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意します。
また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅での休養とします。
- (2) 生徒の健康・安全の確保のため、部活動担当教員等が活動状況を確認します。
- (3) 気温が高い日などは、熱中症に注意し、体育館など屋内で実施する場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用を徹底します。また、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けることとします。
- (4) 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないようにします。
- (5) 大会等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技等とはもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、感染拡大を防止するための対策を行います。
- (6) 練習試合や合同練習等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を行います。

- (7) 運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえることとします。
- (8) 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じることとします。

2 寄宿舎における感染症対策

寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設があることから、密になる環境が多いと考えています。共同生活を通じた教育的意義に配慮しつつ、健康管理や感染症対策、感染者発生時の対応について、十分注意して取り組んでいきます。

(1) 居室における感染症対策

- ① 居室は定期的に窓を開けて換気を行います。
- ② 居室を2人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けるようにします。
- ③ 自室以外の居室を訪れる際はマスク着用とします。

(2) 共用スペースにおける感染対策

- ① 飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスク着用とします。
- ② 換気をこまめに行い、窓や換気装置のない場所では、扇風機等で空気の流れを作ります。
- ③ 施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるようにします。
- ④ 感染状況に応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討します。

ア 食堂（校舎内ランチルーム）

- ・食堂の使用前後に手洗いを行います。
- ・食卓は座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないように座席を配置し、大声での会話を控えるようにします。

イ 浴室

- ・脱衣所、浴室内で、大声で話さないようにします。
- ・浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒します。

ウ トイレ

- ・使用後は必ず流水・石けんでの手洗いを行い、個人のタオルを使用するようにします。
- ・定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒します。

エ その他

- ・その他の共用設備や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的な（1日数回）消毒を実施します。
- ・清掃を生徒等が行う場合は、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにします。

(3) その他の平時の対策

- ① 1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、結果を記録・保管します。
- ② 発熱や体調不良があるものは、すぐに家庭へ連絡し、迎えが来るまで静養室で待機します。